

◎新潟県告示第252号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働部産業立地課において縦覧に供する。

令和元年7月19日

新潟県知事 花 角 英 世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
矢作工業団地	西蒲原郡弥彦村大字矢作字佃の一部 西蒲原郡弥彦村大字矢作字辻上の一部 西蒲原郡弥彦村大字矢作字大切の一部 西蒲原郡弥彦村大字矢作字前田の一部 西蒲原郡弥彦村美山の一部	令和元年7月9日